

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 43 回食品添加物部会 (CCFA)

日時 : 2011 年 3 月 14 日 (月) ~ 3 月 18 日 (金)

場所 : 厦門 (中国)

仮 議 題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	FAO / WHO 及び第 73 回 FAO / WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) からの関心事項
4.	(a) コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大使用基準値の承認 / 改訂
	(b) 調整粉乳及び特殊医療用粉乳の食品規格 (CODEX STAN 72-1981) における食品添加物条項の討議文書
	(c) 食肉製品関連食品規格と GSFA の関連条項に関する食品添加物条項の整合性に向けた討議文書
5.	食品添加物コーデックス一般規格 (GSFA)
	(a) GSFA の食品添加物条項の案及び原案
	(b) 食品添加物条項の原案 (新規及び改訂) (ステップ 3 でのコメント)
	(c) いくつかの食品添加物に関する意見と情報 (CL2010/7-FA Part B 及び CL2010/39-FA への回答)
	(d) アルミニウム含有食品添加物条項
	(e) 食品分類システムの改訂原案 (食品分類 5.1、5.2、5.4) (N07-2010) (ステップ 3 でのコメント)
	(f) 食品分類 16.0 の名称と説明書の改訂
	(g) 注釈 161 の使用に関する討議文書
	(h) GSFA 前文第 4 項「食品中の添加物のキャリーオーバー」の改訂に関する討議文書

6.	他の食品規格と関連文書（ステップ4）
	食用塩に関する食品規格の改訂原案（CODEX STAN 150-1985） （N08-2010）（ステップ3でのコメント）
7.	食品添加物の国際番号システム（INS）
	食品添加物に対する国際番号システムの変更と追加に関する提案
8.	食品添加物の同一性及び純度に関する規格
	第73回JECFAにおいて設定された食品添加物の同一性及び純度に関する規格
9.	JECFAによる評価のための食品添加物優先リスト
	(a) JECFA 評価の優先リストへの追加及び変更に関する提案 （CL2010/10-FAへの回答）
	(b) JECFAでの食品添加物再評価のメカニズムに関する討議文書
10.	加工助剤のデータベースの作成に関する討議文書
11.	その他の事項及び今後の作業
12.	次回会合の日程及び開催地
13.	報告書案の採択

標記会合に先立ち、2011年3月11日（金）・12日（土）に「食品添加物コーデックス一般規格(GSFA)」に関する作業部会が開催される予定。

第 43 回食品添加物部会 (CCFA) の主な検討議題

日時：2011 年 3 月 14 日 (月) ～18 日 (金)

場所：厦門 (中国)

主要議題の検討内容

議題 5 食品添加物のコーデックス一般規格 (GSFA)

(a) GSFA の食品添加物条項の案及び原案

前回会合において、議論されなかった添加物条項について、前回会合で示された各国コメントを踏まえ準備された添加物条項案が検討される。

各添加物について、我が国における使用実態が反映されるよう適切に対応したい。

(b) 食品添加物条項の原案 (新規及び改訂) (ステップ 3 でのコメント)

前回部会の決定により設置された電子作業部会 (議長国：米国) が作成したアルギン酸エチルラウロイル、ステビオール配糖体、亜硫酸塩及びエリスロシンに関する添加物条項原案について議論される。なお、当電子作業部会が合意にいたらなかった点については、本会議の前に開催される物理的作業部会で議論される予定である。特に、亜硫酸塩については、第 69 回 JECFA による曝露評価の結果、特定のサブグループへの曝露を減らす観点から、亜硫酸塩の曝露に寄与している食品分類への最大使用量 (ML) を低くする提案がなされている。

今回の各添加物条項原案について、必要に応じ、更なる情報提供を行う等により、我が国の実態が反映されるよう適切に対応したい。

(c) いくつかの食品添加物に関する意見と情報

リコピン、硫酸水素ナトリウム、ショ糖オリゴエステル、カラメル色素Ⅲ- アンモニア法、ナイシン、リン酸化合物、シクロテラグルコース、シクロテラグルコース シロップの使用実態及び使用量に関する情報を提供するよう回付文書 (CL2010/7-FA Part B 及び CL2010/39-FA) にて求められており、我が国からは、ショ糖オリゴエステルに関しコメントを提出している。これら添加物条項が適切なものとなるよう対応したい。

(d) アルミニウム含有食品添加物条項

前回会合において、アルミニウム含有添加物の最大使用量 (ML) を、アルミニウムとしての使用量に換算したものに修正するための電子作業部会 (議長国：ブラジル) が設置された。当該電子作業部会 (日本も参加) が、これまでに提出されたコメント及び情報を再検討して作成したアルミニウム含有食品添加物条項原案が議論される予定である。

日本は、すべてのアルミニウム含有食品添加物について使用実態や技術的妥当性に関する情報を踏まえて原案を作成すべきとの立場である。適切なアルミニウム含有食品添

加物の ML が設定されるよう対応したい。

(e) 食品分類システムの改訂原案（食品分類 5.1、5.2、5.4）（N07-2010）（ステップ3でのコメント）

前回会合の決定により設置された電子作業部会（米国が議長）が作成した食品分類 5.0（菓子類）、5.1.4（ココア製品及びチョコレート製品）、5.1.5（チョコレート風製品及びチョコレート代替品）、5.2（5.1 以外の菓子類）、5.2.1（飴類）、5.2.2（ソフトキャンディ）、5.2.3（ヌガー、マジパン）5.4（デコレーション、トッピング、及び甘味ソース）、15.2（加工ナッツ類）分類改訂案について議論される。各分類の内容等に齟齬が生じないよう、適切に対応したい。

(f) 食品分類 16.0 の名称と説明書の改訂

前回会合において、食品分類 16.0（複合食品：分類 01～15 に当てはまらない食品）の名称と説明の改訂、本食品分類の具体例について検討されたが、16.0 の分類の必要性について合意が得られなかったことから、今次会合で議論されるもの。当該分類の必要性については、各国の意見が多様であるが、不必要に分類が増えることがないように適切に対応したい。

(g) 注釈 161 の使用に関する討議文書

前回会合の決定により設置された電子作業部会（オランダが議長国）が提示した討議文書（注釈 161（食品添加物の使用については、特に GSFA の前文第 3.2 項（添加物使用の正当性）との合致を目指した輸入国の規制が適用される）の使用）について議論される。前回会合においては、注釈 161 の適用範囲について、SPS 協定においては科学的根拠に基づいている場合のみ国際的な規格から外れることが許容されていること、注釈 161 の使用は食品規格の調和というコーデックスの目的に沿わず、貿易に不当な障壁を生じるとの意見が出されたが、電子作業部会では、その点を含め具体的な基準と条件について検討し、注釈 161 の使用を減らすためのいくつかの代替案も提出されたが合意は得られなかった。注釈 161 の不必要な適用によって、コーデックス規格の目的が損なわれることのないよう、適切に対応したい。

(h) GSFA 前文第 4 項「食品中の添加物のキャリーオーバー」の改訂に関する討議文書

多くのコーデックス個別規格で引用されている「キャリーオーバーの原則（注：すでに廃番になり、WEB 上にもない国際食品規格集第 1 巻に言及されている）を、GSFA 前文のセクション 4 にある「食品中の添加物のキャリーオーバー」の用語に置き換えることが第 32 回総会で決定されたが、これに伴い、前回会合が GSFA 前文のセクション 4 の改訂の必要性を検討したところ、GSFA 前文のセクション 4 と「キャリーオーバーの原則」との違いについて調べる必要があるとされたもの。今回、ブラジルを議長国とする電子作業部会が、GSFA 前文セクション 4 の改訂の必要性を検討し、改定案が討議文書

として提示されている。討議文書に示されている次の4つの勧告：①WG が示した複数の修正テキスト案について本部会でさらに分析すること、②GSFA 前文セクション 4.2 のキャリーオーバーの規定と、乳幼児粉乳及び関連製品で原料に由来する添加物のキャリーオーバーを認めないとする別の規定との矛盾を解決すること、③キャリーオーバーを認めない他の食品カテゴリーがあるかどうかの確認をすること、④キャリーオーバーの原則のリファレンスを全て削除すること、はすべて支持できるものである。本作業が滞りなく完結するよう、適切に対応したい。

議題6 他の食品規格と関連文書(ステップ4)

(a) 食用塩に関する食品規格の改訂原案 (CODEX STAN 150-1985)

前回会合の決定により設置された電子作業部会が提示した食用塩の規格の改訂原案が議論される。電子作業部会は、添加物、汚染物質、衛生、分析・サンプリング方法の各セクションについて検討した結果が示されているが、添加物については、セクション 4.1 は GSFA 前文によりすでにカバーされており不要であるので削除する提案が示されている (注：他の項目は本部会の所掌範囲ではないので議論されない。) 添加物のセクションに関する上述の提案は適切であり、支持する方向で対応したい。

議題9 JECFA による評価のための食品添加物優先リスト

(a) JECFA 評価の優先リストへの追加及び変更に関する提案

回付文書 (CL2010/10-FA) に応じて、各国が、JECFA のリスク評価を優先するよう要請した食品添加物について議論される。我が国は、二酸化チタンの規格変更について要請しており、その要請が受け入れられ優先的に評価が行われるよう求めるなど適切に対応したい。

(b) JECFA での食品添加物再評価のメカニズムに関する討議文書

前回会合において、新しいデータや科学的に確立されたリスクアセスメント手法に基づいた JECFA での再評価システムの重要性が強調された。JECFA は、多くの再評価が各国の要請に基づき行われていること、また再評価のきっかけとなる基準が既に策定されており、食品中の化学物質のリスクアセスメントの原則及び手法に関するガイダンスが更新され、発刊されていることを指摘した。これらを基に既存の評価及び国や地域機関からの情報を考慮した優先順位付けの手続きを含めた再評価の提案に関する討議文書が JECFA 事務局より提出されている。その内容を精査し適切に対応したい。

議題10 加工助剤のデータベース作成に関する討議文書

前回会合において、「加工助剤に関するガイドライン及び原則原案」については合意され、今後、加工助剤についてデータベース化を進めることとされた。今回、そのデータベース作成に関し、「データベースの構造や内容及び掲載のための基準」に関する討議文書が提出されている。その内容を精査し、適切に対応したい。